

## 日本における公園運動とレクリエーション運動の統合の必要性について

—アメリカにおける現行事例に学んで—

○山崎 律子（余暇問題研究所）、高橋 和敏（余暇問題研究所）

キーワード： 公園、公園運動、レクリエーション、レクリエーション運動

### ●問題の所在

日本においては、従来より公園運動とレクリエーション運動とは直接関係ないものとして理解されてきた。都市公園は、従来の慣習上、風致、庭園観賞に主眼をおき、利用者も、公園に対して、散策しながら庭園美を観賞するところというイメージをもっていた。

いっぽうレクリエーションは、その考え方は第二次世界大戦終了直後にアメリカから導入されたが、当時の日本の世情からか、ある特定活動種目のみがクローズアップされ、ある特定種目がレクリエーションというイメージを作り上げ、時代が変化しても、そのイメージから脱却しきれないままに、レクリエーション運動が展開されてきた。その結果、レクリエーションについては、専門家の間にも、その解釈の仕方に混乱がみられる。従って両者は、社会の急激な変化、社会的ニーズに十分対応しきれないでいる状況である。

一般に公園運動やレクリエーション運動の類は、場（拠点）・活動・人材の3要素が揃うことによって効果的に達成出来ることが原則となっている。その原則を前提にすると、日本における公園運動やレクリエーション運動は、3要素が揃わないままに、それぞれ実際の運動が展開されてきた。物的存在を基盤とするか、質的存在を基盤とするかの相違はあっても、公園運動やレクリエーション運動のように、すべての人の生活の質を高めようとする運動が、物・質両面の連携なく個別的に運動を展開していくことは、効果が上がらないのみか、社会的にインパクトが少ない結果となってきた。

### ●目的

本発表の目的は、日本における公園運動とレクリエーション運動が、現在から将来にかけての密接な連携、機能的統合の必要性を提言することである。

### ●方法

公園とレクリエーションの機能を統合させているアメリカ合衆国における行政組織の全体傾向を探るために、ロバート・J・ホール（現NRPA会長、セントルイス・ゲートウェイ2004総支配人、前セントルイス郡公園・レクリエーション部長）の協力を得て、アメリカにおける公園・レクリエーション関係部署の現状調査を実施した。（1998）

\*調査項目・・・単位行政部署の大小と地域状況のバランスをとりながら、12行政部署のディレクターに調査項目ごとの回答と関係資料、パンフレット、写真類の送付を要請。

\*結果の検討／処理・・・アメリカにおける公園・レクリエーション行政の年表作成とその変遷を纏めるとともに、12行政部署の現状の紹介を、「アメリカの公園・レクリエーション行政」と題して出版。（1999）その過程から、日本においても公園運動とレクリエーション運動は、より密接に連携することの必要性を導いた。

### ●日本における公園の分類、目的、特徴の概要

\*分類（自然公園）・・・「自然公園法」に基づく。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類 \*目的（自然公園）・・・1)自然の風景地の保護とその利用2)国民の保健、休養等 \*特徴（自然公園）・・・地域制の公園

\*分類(都市公園)・・・「都市公園法」に基づく。住区基幹公園、都市基幹公園、特殊公園、大規模公園、緩衝緑地、都市緑地、緑道、国営公園に分類 \*目的(都市公園)・・・1)良好な都市環境の形成2)都市公害の緩和3)災害時の避難地/避難路4)スポーツ、文化活動、レクリエーションの場の提供 \*特徴・・・国または地方公共団体が設置。多様な機能を果たすオープンスペース等(観光白書平成11年版説明-161/213pからの要約)

自然公園における国の所管官庁は、環境庁である。ちなみに自然公園と密接に関係がある森林の所管官庁は、林野庁である。いっぽう都市公園は、建設省の所管であり、これら3官庁は、それぞれ個別に方針を立て、諸事業を行っている。

最近の傾向は、都市公園の一部や国営公園のように、社会的ニーズに対応して公園自体に活動の場や活動プログラムをもつ傾向が強くなってきた。

●日本における主な総合的公園・レクリエーション関係(全国規模)の法人格を有する民間推進団体

- 1)(財)日本レクリエーション協会
- 2)(社)日本公園緑地協会
- 3)(財)公園緑地管理財団
- 4)(社)全国森林レクリエーション協会

●アメリカの公園・レクリエーション行政の現状概要と民間団体の役割

\*小さな町レベルでは、コミュニティサービス部に含まれ、住民に対して総合的にサービスを実施している。

\*大多数は、公園とレクリエーション機能が統合され、サービスを実施している。

\*公園、レクリエーション、図書館機能が統合されている事例もある。

\*国立公園は、連邦政府の公園局が所管している。州レベルと地方郡・市町村レベルは、各地方ごとに行政の一環として機能している。

\*民間団体に関しては、1965年、関係5団体統合による“全米レクリエーション・公園協会(NRPA)”が発足し、現在に至っている。会員は、公共公園・レクリエーション関係の専門職、民間専門職、研究者、教育者などを擁し、公園・レクリエーション運動の推進を図っている。解決を急ぐ社会的課題に対して、他の諸機関と連携してその専門的立場からの方策を遂行している。

●まとめ/提言

アメリカの公園運動とレクリエーション運動は、運動推進の統合団体として、行政的にも確固な専門性を維持し、社会的にもよく認知されている。NRPAは、公共団体の専門職も会員にし、公園・レクリエーションおよび関連分野の推進を図り、社会的課題に対しても積極的にレクリエーション・プログラムを展開している。政府に対しても常に働き掛けを行っている。日本においては、縦上下系列による行政機構であり、純然たる専門職として専門分野のみを担当できない。総合的視野に立たなければならぬ公園やレクリエーション分野も別個のものとして扱われている。民間団体(全国レベル/地域レベル)も、とくに密接な組織的連携はみられない。それぞれ個別に、3要素を欠いたまま運動を展開している。前記の事実を考察した結果、次の提言を導いた。

日本における公園やレクリエーション運動とそれらに関係する民間団体間でも、個別的運動展開のみならず、早急に、より密接に連携もしくは統合して、現代の社会的課題解決に努力することが望まれる。